

新城市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の中小企業者の方を支援するため、愛知県融資制度を活用された方に対し、その融資制度に応じ最大24か月分の支払利子額（返済遅延により加算された支払利子額を除く。）に相当する額の一部を新城市が補助します。

1 補助対象者

- (1) 市内に主たる事業所を有している中小企業者。
- (2) 市税を滞納していない方。

2 対象となる融資

- | | | |
|-------------------|-----------------------|-----------------|
| ① 愛知県経済環境適応資金融資制度 | サポート資金 | セーフティネット |
| ② 愛知県経済環境適応資金融資制度 | サポート資金 | 経営あんしん（環経コのみ対象） |
| ③ 愛知県経済環境適応資金融資制度 | サポート資金 | 大規模危機対応 |
| ④ 愛知県経済環境適応資金融資制度 | サポート資金 | 伴走支援（旧 経営改善等支援） |
| ⑤ 愛知県経済環境適応資金融資制度 | サポート資金 | 新型コロナ借換 |
| ⑥ 愛知県経済環境適応資金融資制度 | 新型コロナウイルス感染症対応資金 | |
| ⑦ 愛知県経済環境適応資金融資制度 | 新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金 | |

※融資を受ける理由が新型コロナウイルス感染症の影響のためであることが必要です。

※①③④⑤⑥については、令和5年9月30日までにセーフティネット保証4号・5号・危機関連保証の認定を受け、令和5年10月29日までに融資を受けたものが対象となります。

3 補助金額（100円未満切捨て）

・融資制度①～⑥

融資を受けた日から起算して初回分から12回分の利子支払額の4/5に相当する額

・融資制度⑦

融資を受けた日から起算して初回分から12回分までの利子支払額に相当する額

融資を受けた日から起算して13回分から24回分までの利子支払額の1/2に相当する額

※上限額：1年度あたり1事業者100万円まで

4 提出書類

☆ **新城市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給補助金交付申請書**

☆ **添付書類**

- (1) 融資の内容がわかる書類（信用保証書の写し等）
- (2) 利子の返済計画がわかる書類（返済予定表の写し等）
- (3) 利子の返済実績がわかる書類（通帳の写し等）
- (4) 市税等を滞納していないことを明らかにする書類（滞納のない証明書）

☆ **新城市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給補助金請求書**

※請求書の日付については窓口にてご記載いただきますので空欄でお持ちください

5 提出期限

融資制度①～⑥

当該融資を受けた日から起算して12回分の支払利子額の支払いが完了した日から30日以内

融資制度⑦

・当該融資を受けた日から起算して12回分の支払利子額の支払いが完了した日から30日以内

・融資を受けた日から起算して13回分から24回分の支払利子額の支払いが完了した日から30日以内

6 提出先 新城市役所 産業振興部 産業政策課 23-7634